平群町教育大綱

教育の力で地域を動かす

~笑顔でつながる平群の学び~



●奈良県平群町

~はじめに~

本町では、現在、平成 25 年に策定した平群町第 5 次総合計画において、町が目指す将来像として ~高齢者から子どもまでが安心して暮らせる~「緑豊かで心豊かな子どもの歓声がきこえるまち」の実現に向け、住民の皆さまと共に取り組んでいるところです。

「まちづくりは人づくり」といわれます。

町が輝かしい未来に向けて羽ばたくためには、「教育」の力が最も重要です。

平群町では、この理念に沿って、平成 27 年度に、就学前保育・教育の場として「認定こども園」を開園スタートさせ、乳幼児期の教育力強化の環境を整えました。また、続く学校教育では、複数学級の実現と同時に少人数学級編成の促進や、こども園と小学校、中学校との連携による繋がりのある教育と発達段階に応じたきめ細やかな教育を目指しているところです。

同時に、町民が元気になり町が活性化するためにも、町民みんなが学び続けることができる環境整備も重要な課題と考えます。

そして、こうした考え方のもと、住民の皆さんに「この町で子どもを育ててよかった」、「この町の学校で学ばせてよかった」「この町に住んでよかった」と実感できるまちづくりを進めてまいりたいと思っています。

現在の日本社会は、「少子・高齢化」や「核家族化」が進む中、「格差社会の広がり」 や「地域コミュニティの欠如」等、社会の変化に伴う負の現実があることを認識しな ければなりません。

町としては、こうした現実社会の中、「教育の力」を、地域全体で発揮していく仕組みと、そのためのネットワークづくりを強力に推進していくことが重要です。

平成27年4月から教育委員会制度が変わりました。

この改正により新たに町長が「総合教育会議」を立ち上げ、教育委員会との議論の中で、教育に関する『大綱』を定め、重点的に講ずべき施策等について協議・調整することとなり、両者で本町における教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

この『大綱』を通じて平群町の教育政策の大きな方向性を示すことにより、目標が明確化し、学校、家庭、地域、行政が、しっかり連携することにより、これまで以上に教育の進展が図れ、そしてそのことが、まちづくりの発展に繋がるものと期待しています。

平成 28 年 1 月

第1章 大綱策定について

1 大綱策定趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、 本町の教育に関する基本的な計画として、本町が目指すこれからの教育の理念を示す ものであり、これに基づく、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定 めるものであります。

2 大綱の期間

原則として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年間とします。なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 関連計画との整理

『大綱』は、町において策定済の「平群町第5次総合計画」及び「平群町第2次教育振興基本計画」との整合のもとに策定するものとします。

また、国及び奈良県において策定される計画及び今後の教育改革の動向等も踏まえ、策定するものとします。

第2章 大綱が目指すもの

1 町の将来像

~高齢者から子どもまでが安心して暮らせる~ 緑豊かで心豊かな 子どもの歓声がきこえるまち

2 基本理念

- ① 「平群谷の豊かな緑に包まれて暮らすまち平群」
- ② 「地域資源が産業の活性と未来の希望をつなぐまち平群」
- ③ 「子どもの歓声が聞こえ、住み続けたいと実感できるまち平群」
- ④ 「人と人とがつながる心豊かなまち平群」

第3章 教育大綱の柱

1 基本方針

- ① 子育てと人間教育の推進
- ② 学校教育の推進
- ③ 就学前教育の推進
- ④ 生涯教育の推進
- ⑤ 文化財の保全と活用の推進

2 具体的施策

◎子育てと人間教育の推進

- ○「人間力」を育む環境づくり
- ○地域が支える安心の子育て環境づくり
- ○誰もが学び続け夢と志のために挑戦できる教育支援

◎学校教育・就学前教育の推進

- ○小さな町で大きな教育の推進
 - ・幼児教育の推進
 - ・確かな学力と健やかな身体の育成
 - ・ふるさとを誇りに思う人間の育成
 - ・国際感覚を身につける教育
 - ・人権感覚を身につける教育
 - ・文化活動を通じた豊かな感性を身につける教育
 - ・食育の推進
 - ・読書活動の推進
 - ・規範意識を涵養し、生きる基盤を育成
 - ・いじめや不登校等の心の問題に取り組み、豊かな人間性を育成
 - ・障害のある児童生徒に対する支援
 - ・ 貧困家庭への支援
- ○質の高い教育環境の充実
 - ・こども園と小学校・中学校との連携推進
 - ・地域・保護者とのパートナーシップのもとに特色ある学校運営を目指す
 - 教職員のスキルアップ
 - ・学校規模の適正化(小学校の再編成)
 - ・情報化時代にマッチした教育環境の充実
 - 学校図書館の充実強化
 - ・安全・快適な通学路や通学環境の確保

◎生涯教育の推進

- ○生涯を通じて学ぶことができる環境の整備
 - ・社会教育関係団体の活性化支援や、関係する NPO 等団体との連携
 - ・「子どもから高齢者」までが楽しく学び、交流できる図書館機能を備えた文 化施設の整備
 - ・人権尊重のまちづくり
 - ・住民ボランティア活動の支援と連携
 - ・子ども読書活動の推進
 - ・青少年の健全育成
 - ・女性の活躍支援
 - ・高齢者等の活躍支援
- ○文化活動とスポーツの振興
 - ・文化的な講座・教室等の積極的開催
 - ・誰もが気軽に参加できるスポーツ活動の積極的推進
 - ・総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」の育成支援

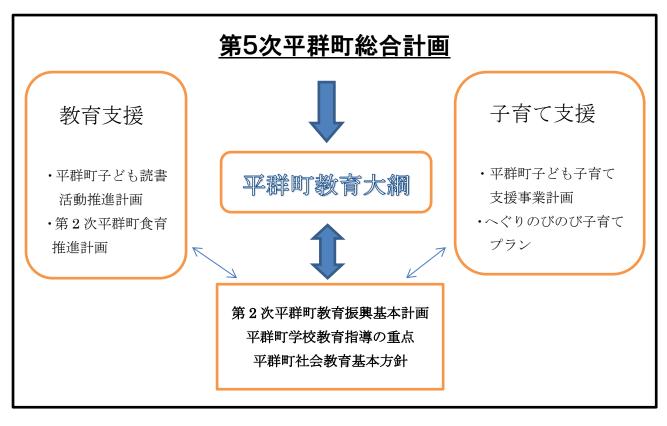
◎文化財の保全と活用の推進

- ○文化財の調査・記録・保護・伝承意識の確立
 - ・文化財の調査・研究を推進するとともに、住民の文化財等への関心を深める 取り組みの推進
 - ・町の大切な財産である文化財の保全と活用を図り、次世代に向けて継承と振興を推進
 - 文化財や歴史的遺産の保護整備
 - ・住民や関係諸団体との連携による維持管理
- ○歴史的遺産や文化財の魅力の共有と発信
 - ・平群の文化財として啓発活動や情報発信に努める。
 - ・観光ボランティアガイド等との連携強化
 - ・文化財の保護保全と同時に町の財産として観光振興も展望した取り組みの 検討
 - ・文化財の有効な公開方法についての検討



※参考資料

● 体系図(教育大綱を取り巻く)



● 平群町総合教育会議委員構成

平 群 町 長	岩崎万勉
平群町教育長	岡 弘 明
平群町教育委員	吉 田 美智子
平群町教育委員	北 和 恵
平群町教育委員	梅本利政
平群町教育委員	東 伸 幸

※総合教育会議事務局 平群町教育委員会 総務課

● 教育委員会制度改正(平成 27 年 4 月施行地教行法改正)の概要

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④ 教育に対する「大綱」を首長が策定

● 関係法令抜粋

日本国憲法(昭和 21 年 11 月 3 日憲法)

- 第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法(平成18年法律第120号)

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を 受けさせる義務を負う。

 $2\sim4$ 略

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公 共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努め なければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成26年6月20日改正)

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な 方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 二 地方公共団体の長は、大綱を定め、又は、これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 三 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 四 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、 スは、執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

● 教育制度の変遷

第 1 期 学制(明治 5 年発布) ※明治 33 年 無償の 4 年制義務教育制度確立 第 2 期 敗戦後(昭和 24 年 学校教育法) ※教育基本法・学校教育法を制定し、 義務教育期間を 6 年 \rightarrow 9 年

第3期 現在(平成8年の中教審答申~現在)

- ※キーワードとして
 - 1 民主主義教育 2 地方分権 3 政治的中立
- ※教育委員会制度の改正(教育長の権限強化及び首長主宰の総合教育会議 開催と教育大綱の策定他)

● 町の主な関係諸計画一覧

- ・平群町第 5 次総合計画(前期 H25~29 後期 H30~34))
- · 平群町第2次教育振興基本計画(H26~30)
- ・平成27年度平群町学校教育指導の重点
- 平成 27 年度平群町社会教育事業計画
- ・平群町子ども読書活動推進計画(H25~29)
- ・平群町立小学校再編成アクションプラン(H22)
- ・第2次平群町食育推進計画(H27~31)
- ・平群町子ども子育て支援事業計画(H27~31)
- ・平群町第2次男女共同参画プラン(H26~35)
- ・子育て協同プラン ~第3期平群町特定事業主行動計画~ (H27~37)
- ・へぐりのびのび子育てプラン(H14~28)
- ・平群町観光基本計画(H25~34)
- ・第3次平群町障害者計画(H24~29)
- ・健康へぐり 21 計画(H25~34)